

指定通所介護事業所及び介護予防・生活支援サービス事業
小岩デイサービスセンター運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人厚生会が開設する小岩デイサービスセンター（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護事業及び江戸川区介護予防・日常生活支援総合事業による介護予防・生活支援サービス（以下「介護予防・生活支援サービス事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従事者が要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、その利用者の心身の状況に応じた、適切な通所介護サービスを提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 指定通所介護事業においては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

介護予防・生活支援サービス事業においては、要支援状態の利用者等が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、江戸川区、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的な在宅サービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 5 指定通所介護事業及び介護予防・生活支援サービス事業の提供に当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 6 指定通所介護事業及び介護予防・生活支援サービス事業の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業

者や介護予防支援事業者等へ情報の提供を行う。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 小岩デイサービスセンター
- (2) 所在地 東京都江戸川区南小岩5-11-10 (特別養護老人ホーム小岩ホーム1階)

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人
管理者は、事業所の業務を統括する。
- (2) 生活相談員 1人
生活相談員は、利用者及び家族等からの相談に応じ、職員に対する技術指導、事業計画の作成、関係機関との連絡調整等の業務に従事する。
- (3) 介護職員 6人以上
介護職員は、利用者の入浴、給食等の介助および援助等の業務に従事する。
- (4) 看護職員 1人
看護職員は、利用者の日々の健康状態の確認、保健衛生上の指導及び看護等の業務に従事する。
- (5) 機能訓練職員 1人 (兼務職員)
機能訓練職員は、利用者が日常生活を営むのに必要な生活機能の改善又は維持するための訓練業務に従事する。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始(12月30日から1月3日まで)を除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(利用定員)

第6条 指定通所介護事業及び介護予防・生活支援サービス事業の1日の定員は40名とする。

(事業の内容)

第7条 指定通所介護事業及び介護予防・生活支援サービス事業の内容は次のとおりとする。

(1) 生活相談・趣味・生きがい活動

日常生活の活発化を図り、高齢者の健康または生活上の問題等について、各種相談に応じるとともに、生活に潤いをもってもらうための各種趣味活動を行う。

(2) 介護サービス

利用者に対して必要な介護サービスを行う。

(3) 健康増進、健康状態の確認

身体の健康を保持するために必要なサービスを行うとともに、利用者の健康状態の確認を行う。

(4) 食事サービス

利用者の身体状況及び嗜好を考慮し、季節感を配慮するなど変化に富んだものとし、適切な栄養量等の確保に務め、快適な食事サービスの提供に務める。

(5) 入浴サービス

居宅において入浴することが困難な高齢者に対し入浴サービスを行う。

(6) 機能訓練サービス

日常生活を営むのに必要な生活機能の改善又は維持するための訓練を行う。

(7) 送迎サービス

利用者に対して送迎用車両により送迎サービスを行う。

(通所介護計画の作成)

第8条 指定通所介護事業においては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、それを達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画を作成し、その内容に沿って計画的に行うものとする。

介護予防・生活支援サービス事業においては、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、それを達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画を作成し、その内容に沿って計画的に行うものとする。

- 2 通所介護計画を作成した時は、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明するものとする。
- 3 通所介護計画の作成にあたっては、既に居宅サービス計画又は介護予防サービス計画若しくは介護予防・生活支援サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿って作成するものとする。

(利用料等)

第9条 指定通所介護事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、事業所において法定代理受領サービスを提供する場合には、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

介護予防・生活支援サービス事業を提供した場合の利用料の額は、江戸川区が定める基準によるものとし、事業所において法定代理受領サービスを提供する場合には、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

- 2 その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。
 - 一 通常の事業の実施区域を越えて行う送迎
 - 二 通常の営業時間を超えて指定通所介護事業及び介護予防・生活支援サービス事業を提供する場合、利用者の選定により必要となる費用で通常の利用料又は指定居宅サービス基準額を越える費用
 - 三 食費一食あたり 600円
 - 四 おむつ代
 - 五 その他日常生活上の便宜に係わる費用の実費並びに事業者の実施する旅行等で任意に参加するもの。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、原則として江戸川区の区域内とする。

(衛生管理等)

- 第10条の2 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は供する水について、衛生管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員

- 会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(サービス提供に当たっての留意事項)

第11条 指定通所介護事業及び介護予防・生活支援サービス事業のサービスの提供に当たっての留意事項は、次のとおりとする。

- 一 指定通所介護事業及び介護予防・生活支援サービス事業のサービスの提供に当たっては、通所介護計画に基づき利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行う。
- 二 指定通所介護事業及び介護予防・生活支援サービス事業のサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者及びその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 三 指定通所介護事業及び介護予防・生活支援サービス事業のサービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- 四 指定通所介護事業及び介護予防・生活支援サービス事業のサービスは、常に利用者の心身の状況を的確に把握して、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の意向に沿って適切に提供する。特に、認知症の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。

(緊急時における対処方法)

第12条 指定通所介護事業及び介護予防・生活支援サービス事業のサービス提供に当たる者は、現にサービスを行っているときに利用者に病状の急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を行う。

- 2 事業所は利用者に対する指定通所介護事業及び介護予防・生活支援サービス事業の提供により事故が発生した場合は、江戸川区、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置の状況について記録

をするものとする。

- 4 事業所は、利用者に対する指定通所介護事業及び介護予防・生活支援サービス事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第13条 事業所は、非常災害に備える計画をたて、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

- 2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(苦情処理)

第13条の2 事業所は、指定通所介護事業及び介護予防・生活支援サービス事業の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定通所介護事業及び介護予防・生活支援サービス事業に関し、介護保険法第23条の規定により江戸川区が行う文書その他の物件の提出若しくは提出の求め又は江戸川区からの質問若しくは照会に応じ、及び江戸川区が行う調査に協力するとともに、江戸川区から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定通所介護事業及び介護予防・生活支援サービス事業に関し、介護保険法第115条の45の7の規定により江戸川区が行う報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示の求め又は江戸川区の職員からの質問若しくは検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して江戸川区が行う調査に協力するとともに、江戸川区から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 事業所は、提供した指定通所介護事業及び介護予防・生活支援サービス事業に係る利用者又はその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報保護)

第14条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「社会福祉法人厚生会個

個人情報保護規程」を遵守し、適切に取扱うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第14条の2 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(業務継続計画の策定等)

第14条の3 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護事業及び介護予防・生活支援サービス事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(地域との連携)

第14条の4 事業所は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第15条 事業所は、すべての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、事業の円滑な運営を図るため業務体制を整備するとともに、職員の資質向上を図るための研修の機会を次のとお

り設けるものとする。

一 採用時研修

二 継続研修

2 事業所は、適切な指定通所介護事業及び介護予防・生活支援サービス事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

3 事業所は、指定通所介護事業及び介護予防・生活支援サービス事業に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は理事長が定めるところによる。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

改 正 平成19年4月1日

改 正 平成27年4月1日

改 正 平成27年8月1日

改 正 平成27年10月16日

附 則（令和4年3月26日）

この規定は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第14条の3の規定中「講じるものとする」とあるのは、令和6年3月31日までの間、「講じるよう努めるものとする」と読み替える。